

# **令和 6 年度 燕市中小企業支援制度 ～ 事業概要 ～**

**燕市産業振興部 商工振興課・観光振興課**

**燕市企画財政部 地域振興課**

**燕市市民生活部 生活環境課**

# 目次

制度融資	1.地方産業育成資金	P1 産	SDGs・ カーボンニ ュートラル 促進	20.SDGs（カーボンニュートラル等）促進 事業補助金	P10 新
	2.中小企業振興資金	P1 産		21.中小企業 CO2 排出量可視化事業【新規】	P10 環
	3.工場等移転資金	P1 産			
	4.小売商業近代化資金	P2 産	省エネ診断	22.省エネ診断支援補助金	P11 新
	5.小規模企業振興資金	P2 産	新商品開発 支援	23.新商品新技術開発支援補助金	P11 新
保証料補給	6.信用保証料の補給【拡充】	P3 産	企業立地 支援	24.企業誘致奨励条例	P12 新
持続化計画 策定支援、 販路開拓	7.中小企業持続化計画策定支援 事業補助金	P4 産		25.産業開発促進条例	P12 新
	8. 国内見本市出展小間料 補助金	P4 産		26.地域経済牽引事業に係る 固定資産税の特例条例	P12 新
	9. 海外見本市出展サポート補 助金	P4 産		27.企業立地促進補助金	P13 新
研修受講料 支援	10. 中小企業研修受講料補助金	P5 産		28.産業用地開発事業奨励金	P13 新
伴走型支援	11.伴走型支援事業補助金	P5 産	29.空き工場等活用促進補助制度	P14 新	
商店街店舗 改修支援、 創業支援	12.商店街店舗リノベーション補 助事業	P6 産	品質管理支 援	30.燕市ものづくり品質管理制度 (TSO)認証審査料補助金	P16 新
	13.創業支援家賃補助金	P6 産	基盤技術の 内製化	31.基盤技術人材育成支援 事業補助金	P16 産
	14.創業支援資金利子補給金	P6 産	工場見学体 制整備支援	32.産業観光受入体制整備事業補助金	P17 観
環境負荷低 減対策支援 (トクココリ 関係)	15.環境負荷低減対策支援事業 (専門家派遣補助金)	P7 産	働きやすい 環境の整 備、男性育 休促進	33.産業観光受入協力事業補助金	P17 観
	16.環境負荷低減対策支援事業 (設備改善資金補助金)	P7 産		34.みんなが活躍できる職場環境づくり推 進補助金	P18 協
DX	17.DX 情報発信支援補助金	P8 新	移住支援	35.男性の育児休業取得促進奨励金【拡充】	P18 協
	18.DX 生産性向上促進補助金	P8 新		36.市外からの移住者向け家賃補助制度	P19 交
職場環境 整備・SD Gs推進	19.工場等遮熱断熱促進事業 【新規】	P9 産		37.移住支援金	P19 交

## お問い合わせ先

産	= 商工振興課 産業支援係	☎0256-77-8231	✉shoko@city.tsubame.lg.jp
新	= 商工振興課 新産業推進係	☎0256-77-8232	✉shoko@city.tsubame.lg.jp
観	= 観光振興課 観光企画係	☎0256-77-8233	✉kanko@city.tsubame.lg.jp
協	= 地域振興課 協働推進係	☎0256-77-8361	✉chiiki@city.tsubame.lg.jp
交	= 地域振興課 交流推進係	☎0256-77-8364	✉chiiki@city.tsubame.lg.jp
環	= 生活環境課 環境政策係	☎0256-77-8167	✉kankyo@city.tsubame.lg.jp

## 1. 地方産業育成資金

- ・融資対象：市内中小企業者
- ・担保・保証人：金融機関の定めるところによる
- ・受付期間：随時受付

資金使途	限度額	融資期間（据置）	利率
運転資金	1,000 万円	5 年以内(6 ヶ月)	年 2.2% 保証付
設備資金		7 年以内(6 ヶ月)	年 1.7%(100%保証利率) 年 1.9%(責任共有利率)

## 2. 中小企業振興資金

- ・融資対象：市内中小企業者
- ・担保・保証人：金融機関の定めるところによる
- ・受付期間：随時受付

資金使途	限度額	融資期間（据置）	利率
運転資金	2,000 万円	7 年以内（1 年）	年 1.5%
設備資金(建物含む)	2,000 万円	10 年以内（1 年）	
運転・設備併用	3,000 万円	10 年以内（1 年）	

## 3. 工場等移転資金

- ・融資対象：①燕市都市計画用途指定地域による「準工業地域」「工業地域」「工業専用地域」以外で 3 年以上事業を営み、工場適地指定地域に全面移転する事業所  
②上記地域で 3 年以上事業を営み、工場適地指定地域に移転又は拡張する事業所  
③10 年以上継続して事業を営み、工場適地指定地域に新設する市外の事業所
- ・担保・保証人：金融機関の定めるところによる
- ・受付期間：随時受付

資金使途	限度額	融資期間（据置）	利率
工場等用地及びこれに係る造成費	5,000 万円	10 年以内（1 年）	年 1.5%

## 4. 小売商業近代化資金

- ・融 資 対 象：①市内の商店街振興組合及びこれと同等の小売商業等を営むものからなる組織体  
②3年以上市内で事業を営み資本金 5,000 万円以下で従業員 20 人以下の法人及び個人
- ・担保・保証人：金融機関の定めるところによる
- ・受 付 期 間：随時受付

資金使途	限度額	融資期間(据置)	利 率
(1) 店舗の新・増・改築及び賃貸店舗新装 (2) 歩道整備 (3) 駐車場 (4) 賃貸店舗出店に係る敷金・保証金	【組合】 3,000 万円 【その他】 2,000 万円	6 年以内 (1 年)	年 1.5%

## 5. 小規模企業振興資金

- ・融 資 対 象：従業員数が 20 人以下（商業・サービス業にあつては 5 人以下）の法人及び個人
- ・担保・保証人：無担保・無保証人（保証協会・特別小口保証制度）
- ・受 付 期 間：随時受付

資金使途	限度額	融資期間(据置)	利 率
運転資金	1,000 万円	7 年以内 (1 年)	年 1.5%
設備資金		10 年以内(1 年)	

- 取扱金融機関 下表の金融機関で、燕市内の本店・支店に限る。

名 称	
第四北越銀行	大光銀行
三条信用金庫	協栄信用組合
新潟県信用組合	新潟大栄信用組合
新潟かがやき農業協同組合（地方産業育成資金のみ取扱い）	

## 6. 信用保証料の補給（拡充）

**概 要：**市内の中小企業者が市内の金融機関から資金の貸し付けを受ける際に、新潟県信用保証協会から信用保証を受けた場合、その信用保証料の一部又は全部に相当する額を補助し、利用者の負担軽減を図ります。

補給対象制度融資名	貸付金額（保証付融資金額）
<b>【燕市制度】</b>	
○地方産業育成資金 ○中小企業振興資金 ○工場等移転資金 ○小売商業近代化資金 ○小規模企業振興資金	各々の資金について ・300万円以下・・・・・・・・・・100% ・300万円超500万円以下・・・・・・・・75% ・500万円超2,000万円以下・・・・・・・・50% ※ただし、中小企業振興資金の1,000万円超は設備資金に限る。
<b>【新潟県制度】</b>	
○小規模企業支援資金	
小口零細企業保証制度要件	・2,000万円以下・・・・・・・・・・75%
○中小企業創業等支援資金	
創業枠 ・一般要件 ・金融機関提案要件 ・スタートアップ創出促進保証制度要件	・200万円以下・・・・・・・・・・100% ・200万円超500万円以下・・・・・・・・50% ・500万円超1,000万円以下・・・・・・・・30%
○セーフティネット資金（経営支援枠）	
第1項-セーフティネット保証5号対応要件 第5項-売上・利益減少要件	・200万円以下・・・・・・・・・・100% ・200万円超500万円以下・・・・・・・・50% ・500万円超1,000万円以下・・・・・・・・30%
第7項-新型コロナウイルス・物価高騰等対策要件	・5,000万円以下・・・・・・・・・・50%
○事業承継資金	・200万円以下・・・・・・・・・・100% ・200万円超500万円以下・・・・・・・・50% ・500万円超1,000万円以下・・・・・・・・30%
○加圧企業支援資金（脱炭素枠・DX推進枠）	・5,000万円以下・・・・・・・・・・50%
○事業再生資金	・5,000万円以下・・・・・・・・・・50%
○経営改善サポート資金	・5,000万円以下・・・・・・・・・・50% ※感染症対応型は1億円以下・・・・・・・・100%
○魅力ある職場づくり応援資金（新規）	・5,000万円以下・・・・・・・・・・50%

※上記以外の融資については、信用保証料補給の対象外となります。

## 7. 中小企業持続化計画策定支援事業補助金

- ・ **補助対象**：市内で1年以上事業を営む中小企業者
- ・ **補助内容**：補助対象経費の1/2以内、1事業者あたりの限度額10万円
- ・ **対象経費**：次の計画策定の際に要する経費

区 分	経 費
経営改善計画 (通称405事業)	認定支援機関に支払う経費 ・新潟県中小企業活性化協議会から交付を受けた補助金を除いた自己負担額
早期経営改善計画 (ポストコロナ持続的発展計画)	
事業承継	認定支援機関に支払う経費(業務委託料、M&Aに関する仲介費用、研修講師謝金など)
BCP (事業継続計画)	認定支援機関、金融機関、コンサルタント等に支払う経費(業務委託料、研修講師謝金など)

- ・ **受付期間**：随時受付 ※事前にご相談ください。  
(注意) 事前の申請が必要 / 予算が上限に達した時点で受付を終了します。

## 8. 国内見本市出展小間料補助金

- ・ **補助対象**：市内で1年以上事業を営む中小企業者
- ・ **対象見本市**：令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)までに国内で開催される見本市等
- ・ **補助内容**：出展小間料の1/2以内、限度額25万円
- ・ **交付回数**：1事業所 同一年度2回まで  
※ジャパン・ツバメ・インダストリアルデザインコンクール2024受賞企業は3回まで
- ・ **受付期間**：令和6年4月1日(月)～令和7年1月31日(金)  
(注意) 事前の申請が必要/先着順/予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します。

## 9. 海外見本市出展サポート事業補助金

- ・ **補助対象**：市内で1年以上事業を営む中小企業者
- ・ **対象見本市**：令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)までに海外で開催される見本市等
- ・ **対象経費**：会場借上費、展示装飾・設営費、広告宣伝費、展示品等輸送費、旅費、謝金、水際対策費 など
- ・ **補助内容**：補助対象経費の1/2以内  
限度額：初回75万円、2回目50万円、3回目25万円  
※交付決定を受けた回数(平成29年度から数える)に応じて段階的に限度額が引き下がります。 / 3回目の交付で申請資格を失います。
- ・ **交付回数**：1事業所 同一年度1回限り

## 販路開拓、研修受講料支援、伴走型支援

- ・ **受付期間**：令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

(注意) 事前の申請が必要／先着順／予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します。／  
(公財)燕三条地場産業振興センターが実施する共同出展は対象外です。

### 10. 中小企業研修受講料補助金

- ・ **補助対象**：市内の中小企業者またはその従業員
- ・ **対象研修**：中小企業大学校三条校、燕三条地場産業振興センター、中小企業基盤整備機構、にいがた産業創造機構、三条テクノスクール、ポリテクセンター新潟及びポリテクカレッジ新潟の主催する研修／新潟県労働衛生医学協会が主催する「有機溶剤作業主任者技能講習又は能力向上教育」又は「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」、産業環境管理協会が主催する「公害防止管理者等資格認定講習水質関係第1種又は水質関係第2種」
- ・ **補助内容**：各研修に対し1事業所2人以内、1人当たり上限2万円とし、補助率は次のとおり。

交付対象者	研修種別	補助率
小規模企業者（※1）	長期研修（※3）	2/3以内
	短期研修	1/2以内
中規模企業者（※2）	—	1/3以内

※1. 従業員が商業・サービス業で5人以下、それ以外では20人以下の中小企業者

※2. 小規模企業者以外の中小企業者 ※3. 100時間を超える研修

- ・ **受付期間**：随時受付。 ※必ず研修申込後に申請してください。  
(注意) 事前の申請が必要 / 予算が上限に達した時点で受付を終了します。

### 11. 伴走型支援事業補助金

- ・ **補助対象**：NICO及び専門家の支援を受けながら、自社課題の整理による課題設定を行い、解決に自ら取り組む中で課題解決能力の向上を目指す市内の中小企業者
- ・ **交付回数**：1事業所 同一年度 1回限り
- ・ **補助内容**：1年度目：1回の派遣につき15,000円  
2年度目：1回の派遣につき7,500円  
※単年度につき全5回の派遣を行います。  
※2回目の交付で申請資格を失います。
- ・ **受付期間**：随時受付 ※事前にご相談ください。ヒアリングによる審査を行います。  
／予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します。

## 12. 商店街店舗リノベーション補助事業

### (1) 未利用店舗活用に対する補助

- ・概要：市内の既設商店街において、小売業を営む目的で未利用店舗に入居する者に対して、当該店舗の改装資金の一部を補助します。
- ・補助内容：店舗改装資金の1/2以内で限度額150万円  
同一入居者において1回限り
- ・受付期間：随時受付

### (2) 小売店舗新改装設備に関する補助

- ・概要：自己の使用している小売店舗の新改装を行うために金融機関から資金の貸付けを受けた小売業者に対し、その資金にかかる負担利子の一部を助成します。
- ・補助対象：店舗の新改装(建物本体は除く)に伴う内装費及びこれに伴って設置される什器・備品にかかる費用のための融資
- ・補助内容：融資額の2,000万円までを限度とし、当該資金にかかる負担利子2%までを融資実行日から5年間、利子補給金として負担します。
- ・受付期間：随時受付 ※事前にご相談ください。

## 13. 創業支援家賃補助金

- ・補助対象：これから市内に創業をしようとする個人又は法人で、人口集中地区（「DID地区※1」及び「燕市都市計画マスタープランにおける賑わい交流拠点地区」）内の空き家（利用されていない家、店舗、事務所、倉庫）を活用して新規創業を行おうとする者
- ・対象要件：下記の要件を満たす者
  - ・事業の継続が1年以上見込まれる者
  - ・賃貸借契約を締結する空き家等の所有者と3親等以内でない者
- ・補助内容：空き家等賃借料（敷金、礼金、駐車場費、光熱水費、共益費、消費税等を除く。）の1/3以内、1月につき5万円を限度とし12月以内
- ・受付期間：随時受付 ※事前にご相談ください。

※1：直近の国勢調査の結果に基づくエリアです。詳しくは窓口へお問い合わせください。

## 14. 創業支援資金利子補給金

- ・補助対象：これから市内に創業をしようとする個人又は法人で、取扱金融機関から創業のための事業資金の融資を受けて事業を行おうとする者
- ・補助内容：融資額の500万円までを限度とし、当該資金にかかる負担利子2%までを融資実行日から3年間、利子補給金として負担します。ただし、創業時の1回限り。



## 創業支援、環境負荷低減対策支援（トリクロロエチレン関係）

- ・**取扱金融機関**：下記金融機関で、日本政策金融公庫を除き燕市内の本店・支店に限る。

名 称	
第四北越銀行	大光銀行
三条信用金庫	新潟縣信用組合
協栄信用組合	新潟大栄信用組合
日本政策金融公庫	

- ・**受付期間**：随時受付 ※事前にご相談ください。

### 15. 環境負荷低減対策支援事業「専門家派遣補助金」

- ・**補助対象**：トリクロロエチレンの大気排出量の抑制のため専門家による環境測定を利用した場合、以下全てに該当するもの
  - ① 市内に事業所を有し、1年以上事業を営んでいる者であること
  - ② 環境負荷低減対策を行うために必要な許認可並びに免許等を受けている、もしくは受けることが確実であること
  - ③ 過去にこの補助金を受けていないこと
- ・**補助内容**：NICOの実施する専門家派遣事業もしくは、専門家による環境測定のうち、中小企業の生産工程の環境対策に資するものにかかる経費の1/3を補助（上限：1回あたり15,000円）。
- ・**受付期間**：令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

### 16. 環境負荷低減対策支援事業「設備改善資金補助金」

- ・**補助対象**：トリクロロエチレン（有機溶剤）の大気排出量の低減に資する設備改善であり、以下全てに該当するもの
  - ① 市内に事業所を有し、1年以上事業を営んでいる者であること
  - ② 環境負荷低減対策を行うために必要な許認可並びに免許等を受けている、もしくは受けることが確実であること
  - ③ 専門家の診断により、揮発性有機化合物等の排出抑制に資する事業であること
  - ④ 「新潟県トリクロロエチレン排出抑制取組事業所」の適合確認を受けていること など

- ・**補助内容**：

対象事業	限度額	補助率
洗浄装置、排出ガス回収装置等の本体の新設	250万円	対象経費の 1/2
洗浄装置、排出ガス回収装置等の改修など	50万円	

- ・**対象経費**：左記対象事業を行うために必要な機器、備品等の購入や改修並びに作業環境の改善に必要な経費及び機器等設置に必要となる本体工事及び付帯工事。
- ・**受付期間**：随時受付

## 17. DX 情報発信支援補助金

- ・ **補助対象**：市内の中小企業者
  - ・ **対象事業**：販路開拓や人材確保等の自社の情報発信を目的とした、ホームページの作成・機能強化 / PR 動画作成
  - ・ **対象経費**：<ホームページの作成・機能強化費用>  
ホームページを新規作成する経費や、市が定める機能を搭載した高性能ホームページへ改修する経費  
<PR 動画作成費用>  
自社の事業内容や自社製品の PR 動画を作成する経費
    - 高性能ホームページとは、必須項目の機能を全て搭載し、かつ任意項目の中から2つ以上の機能を搭載したホームページのこと。
- 必須項目：スマートフォン対応を行っている / SEO 対策を行っている / お問い合わせフォームの搭載  
任意項目：見積フォームの搭載 / ホームページ内に動画の挿入 / 外部 SNS サイトと自社ホームページの連携 / EC サイトを活用しており、かつ自社ホームページから EC サイトへのアクセスの誘導 / 障がい者や高齢者に配慮したホームページとなっている / 人材確保や雇用促進に資する内容を掲載
- ・ **補助内容**：ホームページの作成・機能強化および PR 動画作成費用  
以下のとおり補助内容が異なります。
    - ・ 市内 IT 事業者を利用する場合 対象経費の 1/2 以内、限度額 20 万円
    - ・ 市内 IT 事業者を利用しない場合 対象経費の 1/3 以内、限度額 10 万円
  - ・ **交付回数**：1 事業所同一年度 1 回限り
  - ・ **受付期間**：令和 6 年 4 月 1 日（月）～ 令和 7 年 1 月 31 日（金）  
※事前にご相談ください。

## 18. DX 生産性向上促進補助金

- ・ **補助対象**：市内で 1 年以上事業を営む中小企業者
- ・ **対象事業**：①スマートファクトリー化  
生産・流通設備の稼働状況の把握、材料・仕掛品・製品等の管理、検品等の業務への IoT・AI・センシング等の導入による自動化・省力化  
②バックオフィス業務の効率化  
経理・総務等のバックオフィス業務へのソフトウェア導入による効率化  
(燕版共用受発注システム SFTC の接続に係るシステム導入も対象)
- ・ **対象経費**：ソフトウェア費用 / ハードウェア費用 / コンサルティング費用  
※ただし、汎用的なソフトウェア、ハードウェアを除く。
- ・ **補助内容**：対象経費の 1/2 以内、限度額 100 万円
- ・ **交付回数**：1 事業所同一年度 1 回限り
- ・ **受付期間**：令和 6 年 4 月 1 日（月）～ 令和 7 年 1 月 31 日（金）  
※事前にご相談ください。

## 19.工場等遮熱断熱促進事業【新規】

- ・ **補助対象**：働きやすい職場環境の整備と省エネルギー化や二酸化炭素排出量削減を目的に、工場等の屋根や壁などに遮熱や断熱の工事を施工する市内の中小事業者

### 【主な対象要件】

- ① 市内に所在する1年以上事業を継続している中小企業者。
- ② 常時雇用する従業員が2名以上いること。
- ③ SDGs（カーボンニュートラル）実践事業者への登録してあること。
- ④ つばめ子育て応援企業または補助金の交付決定日から起算して90日以内に、つばめ子育て応援企業の認定を受けてあること。
- ⑤ 市税の滞納がないもの など

- ・ **対象工事**：1.遮熱工事 2.断熱工事 3.遮熱塗装工事

※ただし、効果が高いとされる屋根及び天井への施工を必須とし、外壁のみの施工は対象としない。既に屋根及び天井に施工済みの場合は外壁への施工を対象とする。補助対象経費の額が100万円以上の事業が対象。

- ・ **補助内容**：対象経費の1/3以内

限度額 施工面積に応じて以下の3区分

501㎡未満	100万円
501㎡以上901㎡未満	150万円
901㎡以上	200万円

- ・ **受付期間**：令和6年4月1日（月）～12月27日（金）

## 20. SDGs（カーボンニュートラル等）促進事業補助金

- ・ **補助対象**：市内で1年以上事業を営む中小企業者
- ・ **対象事業**：①経営者・従業員を対象とした脱炭素経営への理解促進に向けた研修等の実施  
②現状分析・課題把握を目的とした各種診断の実施  
③脱炭素経営に向けた各種計画の策定
- ・ **対象経費**：認定支援機関、コンサルタントに支払った業務委託料・研修講師等謝金等
- ・ **補助内容**：補助対象経費の1/2以内、①②③それぞれ限度額10万円
- ・ **交付回数**：1事業所あたり①②③それぞれ1回まで
- ・ **受付期間**：令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）  
※事前にご相談ください。

## 21. 中小企業 CO2 排出量可視化事業【新規】

市では、令和3年6月に「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを表明し、「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。これを受け、CO2排出量の見える化ツール(※)を用いて、CO2排出量の可視化に取り組む企業を募集します。

(※) 電気やガスなどの使用量から二酸化炭素(CO2)の排出量を計算できるツール

- ・ **取組対象**：市内の中小企業者（サービス事業者の提供するCO2排出量の見える化ツールを用いて、過去にCO2排出量可視化に取り組んだ企業は除く）
- ・ **取組期間**：(予定) 令和6年7月または8月頃～半年間
- ・ **取組経費**：無料
- ・ **募集企業数**：約50社を予定
- ・ **取組企業募集開始**：(予定) 令和6年5月または6月頃～

### 22. 省エネ診断促進補助金

- ・ **補助対象**：市内の中小企業者
- ・ **対象経費**：①一般財団法人省エネルギーセンターで実施する省エネルギー診断  
②一般社団法人環境共創イニシアチブで実施する省エネルギー診断  
③経済産業省資源エネルギー庁における省エネお助け隊の実施する省エネ診断
- ・ **補助内容**：補助対象経費の10/10以内、限度額2万円。
- ・ **交付回数**：1事業所につき1回限り
- ・ **受付期間**：令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

### 23. 新商品新技術開発支援補助金

- ・ **補助対象**：市内で1年以上事業を営む中小企業者が行う新商品・新技術の開発
- ・ **対象経費**：謝金、費用弁償、設備導入費、設備借上料、原材料費、外注加工費、委託費、調査費、人件費、旅費及びその他経費  
※人件費は補助対象経費の合計額の1/3以内。時間単価2,000円が上限。  
※旅費は燕市職員旅費規程に基づき積算。20万円が上限。
- ・ **補助内容**：補助対象経費の1/2以内、限度額250万円。
- ・ **交付回数**：1事業所同一年度1回限り。ただし、2ヶ年度連続採択を受けた事業所は、翌年度について申請不可とする。
- ・ **受付期間**：令和6年4月1日（月）～4月30日（火）

### 24. 企業誘致奨励条例

- ・ **補助対象** : 日本標準産業分類に定める製造業、卸売業、運輸業、情報通信業又はこれらに準ずる事業を営む工場等を市内に建設(新築・移設・増築)する**市外事業者**
- ・ **対象要件** : 次の要件のいずれかを満たすもの
  - ・ 投下固定資本総額(固定資産税の課税標準額の合計) 1 億円以上
  - ・ 新規常用雇用者数 10 人以上
- ・ **対象内容** : 固定資産税の不均一課税  
第 1 年度 10/100、第 2 年度 25/100、第 3 年度 40/100、  
第 4 年度 55/100、第 5 年度 70/100  
**※5 年間で 3 年間分の固定資産税を減免**
- ・ **受付期間** : 随時受付 (着工前に申請が必要。なるべく土地の取得前にご相談ください。)

### 25. 産業開発促進条例

- ・ **補助対象** : 日本標準産業分類に定める製造業、卸売業、運輸業、情報通信業又はこれらに準ずる事業を営む工場等で、「重点促進区域及び工場適地指定地域外」から「重点促進区域及び工場適地指定地域内」へと工場等を移転する市内事業者
- ・ **対象要件** : 移転跡地を製造加工の用に供しないこと
- ・ **補助内容** : 固定資産税の不均一課税  
第 1 年度 10/100、第 2 年度 25/100、第 3 年度 40/100、  
第 4 年度 55/100、第 5 年度 70/100  
**※5 年間で 3 年間分の固定資産税を減免。限度額は年間 500 万円。**
- ・ **受付期間** : 随時受付 (着工前に申請が必要。なるべく土地の取得前にご相談ください。)

### 26. 地域経済牽引事業に係る固定資産税の特例条例

- ・ **概要** : 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定により国の同意を得た燕市の「基本計画」に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす事業(地域経済牽引事業)を行う事業者は、固定資産税(市税)の課税免除を受けることができます。
- ・ **対象要件** : 次の要件を全て満たす者
  - ・ 地域経済牽引事業計画(事業者作成)が新潟県又は国の承認を受けていること
  - ・ 国による「先進性の確認」を受けていること
  - ・ 地域経済牽引事業の用に供する土地・家屋・構築物の合計取得価額が 1 億円(農林漁業及びその関連業種は 5 千万円)を超えていること
  - ・ 「企業誘致奨励条例」「産業開発促進条例」による奨励措置を受けていないこと
- ・ **補助内容** : 固定資産税を 3 年間課税免除
- ・ **受付期間** : 課税が開始される年度の属する年の 1 月 31 日までに申請

### 27. 企業立地促進補助金

- ・ **補助対象** : 日本標準産業分類に定める製造業、卸売業及び道路貨物運送業の事業を営む者で、管理部門(事務所等)を有する工場・倉庫・事務所を建設(新築・移設・増築)した者
- ・ **補助要件** : 次の要件を全て満たすこと
  - ・ 重点促進区域又は工場適地指定地域内に工場等を建設すること
  - ・ 用地取得面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上であり、かつ、工場等の建築面積が取得した用地面積の 20%以上
  - ・ 用地取得後 5 年以内に工場等を建設し、事業を開始すること
- ・ **補助内容** : ①用地取得費および、盛土工事費の 20%以内で、限度額 1 億円  
②新規常用雇用者のうち、市内居住者 1 名につき 10 万円で限度額 1,000 万円  
※10 年間の均等分割交付
- ・ **受付期間** : 随時受付 (土地の取得後 60 日以内の申請が必要。土地の取得前にご相談ください。)

### 28. 産業用地開発事業奨励金

- ・ **補助対象** : 開発許可を受けた市内の重点促進区域又は工場適地指定地域内において、立地企業の誘致を行う不動産業者又はデベロッパー
- ・ **対象要件** : 次の要件を全て満たすこと
  - ・ 用地取得面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上であり、かつ、工場等の建築面積が取得した用地面積の 20%以上
  - ・ 立地企業が用地取得後 5 年以内に工場等を建設し、事業を開始し、10 年継続して事業を営むこと
- ・ **補助内容** : 立地企業の用地取得面積 1 m<sup>2</sup>あたり 1,000 円、限度額 500 万円
- ・ **受付期間** : 随時受付 (開発許可を受けた日から 60 日以内の申請が必要。事前にご相談ください。)

## 29. 空き工場等活用促進補助制度

- ・ **補助対象** : 日本標準産業分類に定める製造業、卸売業、運輸業、情報通信業又はこれらに準ずる事業を営む者で、市内に工場等を有しておらず、重点促進区域又は工場適地指定地域内の空き工場を活用して創業する者
- ・ **対象要件** : 次の要件を全て満たす者
  - ・ 空き工場の使用期間が 1 年以上の賃貸借契約を締結する者
  - ・ 事業開始前後 3 ヶ月以内に市内居住の新規常用雇用者を 2 人以上採用する者
  - ・ 空き工場等の所有者と親族関係にない者
- ・ **補助内容** : 次のとおり、空き工場の賃借料の 1/2 以内の額を補助する。
  - ・ 市内居住の新規常用雇用者 2 人以上 5 人未満   ～月額 50,000 円
  - ・ 市内居住の新規常用雇用者 5 人以上 10 人未満   ～月額 75,000 円
  - ・ 市内居住の新規常用雇用者 10 人以上           ～月額 100,000 円
- ・ **受付期間** : 随時受付



## 企業立地支援

### 【参考】工場適地指定地域

(※「25. 産業開発促進条例」「27. 企業立地促進補助金」「28. 産業用地開発事業奨励金」「29. 空き工場等活用促進補助制度」における重点促進区域とほぼ同じ範囲です。)

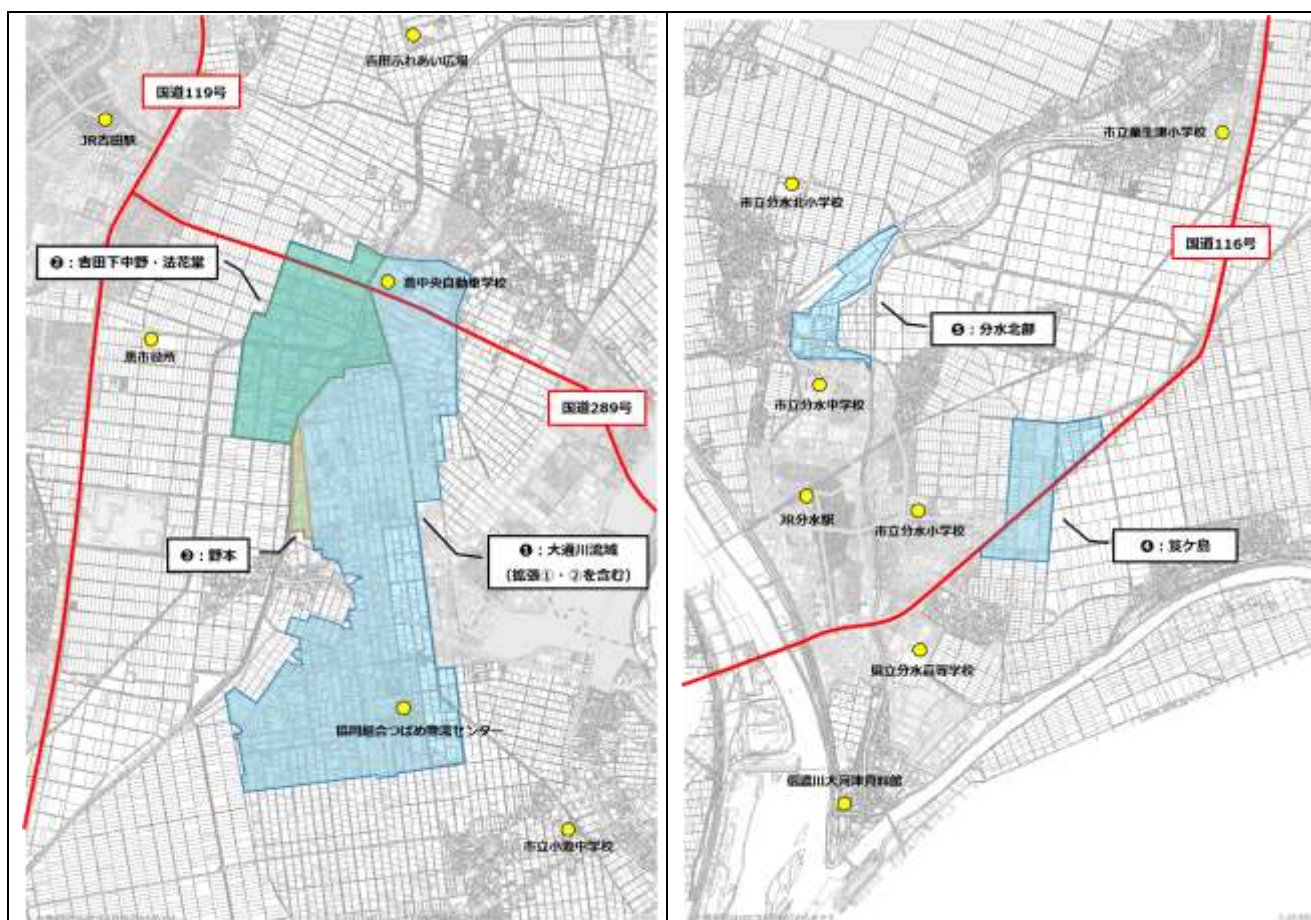
No.1. 大通川流域 約 282.4 ha

No.2. 法花堂・下中野 約 87.7ha

No.3. 野本 約 6.7 ha

No.4. 笈ヶ島 約 38.1 ha

No.5. 分水北部 約 22.6 ha



### 30. 燕市ものづくり品質管理制度(TSO)認証審査料補助金

- ・ **補助内容**：市内の中小企業者で、TSO認証を取得した初年度の下記認証審査料のうち、10万円を補助

内容	従業員 20 名以下	従業員 21 名以上
認証審査料	120,000 円	150,000 円

#### 【参考】燕市ものづくり品質管理制度 (TSO)

燕市ものづくり品質管理制度 TSO は受注から納品にいたるまでの現場の管理を徹底するための第三者認証制度です。燕市では、地域をあげて積極的に「品質管理の仕組みづくり」に取り組み、地域全体の産業の底上げを図ることを目的に小規模な企業でも取り組める“燕市ものづくり品質管理制度 TSO”を構築しました。いつでも ISO9001 を取れる過程へと導きます。

### 31. 基盤技術人材育成支援事業補助金

- ・ **補助対象**：市内に事業所を有する中小企業者で、自社にない加工技術（研磨、溶接、へら絞り（手絞り）、ヤスリ製造など、特定の熟練工に依存される機械化に馴染まない手加工技術）の内製化に取り組む事業者
  - ※申請内容は外部の者を含む審査会で審査し、決定します。
  - ※手加工技術者からの指導を複数年に渡って受け、内製化を目指す事業が対象
- ・ **補助内容**：交付決定日から3年以内、補助対象経費及び補助額は次のとおり

補助対象経費	適用範囲及び算出方法	補助金の額
技術指導費	専門的技術を有する者に指導を受けた謝礼として支払われる経費	補助対象経費の 10/10 で、1時間あたり上限2千円（1日あたり限度額1万6千円）
機械装置費 ※1	技術習得や内製化に必要な機械装置又は工具機器の購入、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費。ただし、手加工を伴わない全自動加工機などの先端機械装置は除く。	補助対象経費の 1/2 で、上限 200 万円
機械移設費 ※1	既設場所からの取り外し又は移設等に要する経費	
教材費	技術習得に必要な材料又は消耗品の購入に要する経費	
その他経費	事業遂行上必要とされるもので市長が特に認める経費	補助対象経費の 1/2

※1 初年度のみ / ※2 この表に掲げる全ての補助金の合計額につき初年度 250 万円、2 年目 150 万円、3 年目は 100 万円をそれぞれ上限とする。

- ・ **受付期間**：令和 6 年 4 月 1 日（月）～12 月 27 日（金）  
（注意）事前にご相談ください／予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します

## 32. 産業観光受入れ体制整備事業補助金

- ・ **補助対象**：事業者等が市内で有する事業所において製造業等を営み、製造工程等が見学可能な事業者
- ・ **対象経費**：

経費区分	補助対象経費	補助率	限度額
制作費及び設備費	見学者(対面・多言語化対応・非接触見学)用説明資料(パンフレット、DVD、展示パネル等)の製作費及び説明用備品(翻訳機、案内用拡声器、トランシーバー、非接触見学のためのインターネット接続の開通費用等)の購入費	対象経費の3分の2以内 (千円未満切捨て)	1事業所あたり 200,000円
工事費	見学者の通路確保や安全対策のための施設の 신설、改修、改装に要する工事費(見学者用トイレの設置、防護柵や手すりの設置、作業場と通路に境界線を設置)	対象経費の2分の1以内 (千円未満切捨て)	1事業所あたり 1,000,000円

- ・ **受付期間**：令和6年4月1日(月)～令和7年2月28日(金)  
(注意) 事前にご相談ください/予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します

## 33. 産業観光受入れ協力事業補助金

- ・ **補助対象**：燕市内に事業所等を有する法人又は個人のうち、燕市観光協会の団体受入協力企業として登録されている事業者(団体受入協力企業の新規登録については燕市観光協会に問合せ)
- ・ **対象経費**：燕市観光協会からの受入協力依頼に基づき実施される、工場などにおける製造工程等を見学者に案内いただく事業

団体区分	補助単価
21人以上の団体等	1回あたり4,000円
20人以下の団体等	1回あたり3,000円
オンライン見学などによる団体等	1回あたり1,000円

- ・ **受付期間**：令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

### 34.みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金

- ・ **補助対象** : 市内で1年以上事業を営み、常時雇用労働者が2人以上の中小企業
- ・ **対象事業** : 組織におけるワーク・ライフ・バランス、女性活躍又はダイバーシティの推進を目的として行う以下の事業
  - ①社内研修の実施又は外部研修への参加 ②就業規則等の変更
  - ③外部専門家によるコンサルティングの導入 等
- ・ **対象経費** : 講師謝金、研修参加費、委託費、相談料 等
- ・ **補助内容** : (つばめ子育て応援企業に認定、又は認定予定の企業) 対象経費の2/3以内、限度額20万円  
(上記以外の企業) 対象経費の1/2以内、限度額10万円
- ・ **交付回数** : 1事業者あたり同一年度内において1回、通算3回を限度
- ・ **受付期間** : 令和6年4月1日(月)～令和6年12月20日(金)  
(注意) 事前の申請が必要/先着順/予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します

### 35.男性の育児休業取得促進奨励金 (拡充)

- ・ **補助対象** : つばめ子育て応援企業及びそこに勤務する男性従業員  
(追加) 燕市に本社があるつばめ子育て応援企業は、燕市民に限り、市外営業所等に勤務する男性従業員も対象とします
- ・ **内容** : つばめ子育て応援企業に勤務する男性従業員(居住地問わず)が、2歳未満の子の養育のための育児休業を取得し、かつ、職場復帰後に1か月以上雇用を継続している場合に、下表のとおり奨励金を交付する

育児休業期間	事業主	取得者
連続5日以上14日未満(所定労働日4日以上)	7万円	5万円
連続14日以上50日未満(所定労働日9日以上)	15万円	5万円
連続又は分割の合計50日以上(所定労働日30日以上)	20万円	10万円

※事業主に交付する奨励金は、年度内20万円が上限になります

※取得者に交付する奨励金は、子1人につき10万円が上限になります

- ・ **対象期間** : 令和6年3月1日～令和7年2月28日に育児休業から復帰したもの
- ・ **受付期間** : 育児休業取得者が職場復帰した日から1か月を経過する日(申請可能期間開始日)から起算して1か月以内

#### ☆つばめ子育て応援企業☆

従業員に対する子育て支援の取り組みを積極的に進めている企業を、市が「つばめ子育て応援企業」として認定しています。認定条件は、県のハッピー・パートナー企業に登録し、パパ・ママ子育て応援プラス認定を受けていることです。認定申請は随時受け付けています。詳しくは燕市公式ウェブサイトをご覧ください。

### 36.市外からの移住者向け家賃補助制度

- ・ **補助対象者** : 下記の①～④のいずれかに該当する人
  - ①U・I ターン者…県外から燕市に住民登録し、県内の事業所に就職した人又は県内で開業した個人事業主
  - ②新婚世帯移住者…交付申請時点において婚姻日から3年以内の夫婦で、市外から燕市に住民登録し、県内の事業所に就職した人又は県内で開業した個人事業主
  - ③市内就職移住者…市外から燕市に住民登録し、交付申請日から遡って180日以内に市内に所在する事業所で新たに勤務を開始する人又は新たに市内で開業する人
  - ④テレワーク移住者…県外から燕市に住民登録し、県外に所在する事業所に勤務し、テレワーク勤務を行う人
- ※①～④いずれも、1年以上の就業又は事業運営が見込まれること
- ※県内又は市内事業所への就業は、転勤・出向等の人事異動は対象外
- ・ **対象経費** : 賃貸住宅に係る家賃（会社からの住宅手当等を除いたもの）
- ・ **補助内容** : 対象経費の1/2以内、月額上限15,000円
- ・ **交付期間** : 最長24ヵ月間交付（最大36万円）
- ・ **申請期限** : 住民登録日から180日以内
- ・ **受付期間** : 随時

### 37.移住支援金

- ・ **補助対象** : 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または通勤していた人で、下記のいずれかに該当する人
  - ①新潟県が運営するマッチングサイト求人に応募し採用された人
  - ②新潟県の起業支援事業の採択を受けた人
  - ③テレワーカーであり、移住元での業務を引き続き行う人
  - ④燕市が認める関係人口であること（つばめサポートクラブ又はふるさと燕若者応援事業における「つばめいと」に登録された人のうち、移住相談などした人）
- ・ **補助内容** : 単身60万円、2人以上の世帯100万円。  
ただし、18歳未満の子1人につき100万円を加算する。
- ・ **申請期間** : 住民登録後1年以内
- ・ **受付期間** : 令和6年4月1日（月）～令和7年2月上旬